

道央地域農福連携推進連絡協議会設置要領

(名称)

第1条 この協議会の名称は、道央地域農福連携推進連絡協議会(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 この協議会は、農福連携事業に関する情報共有等を行うとともに道央地域における農福連携の充実を目的とする。

(構成)

第3条 この協議会は、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、道央農業協同組合、石狩農業改良普及センター、公益財団法人道央農業振興公社をもって構成する。

また、この構成員以外の団体の出席が必要と認められた場合は、その出席を求めることができる。

(事業)

第4条 この協議会は、第2条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 農福連携に関する情報の共有
- 2 農業版ジョブコーチ育成研修の実施
- 3 障がい者スキルアップ研修の実施
- 4 セミナーや体験会等の開催
- 5 その他

(事業年度)

第5条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

ただし、令和元年度については、設立の承認された日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(役員)

第6条 この協議会には次の役員を置く。

- 1 会長 1名、副会長 2名
- 2 任期は2年とし再選は妨げない。

(運営経費)

第7条 この協議会の運営経費は、農山漁村振興交付金及びその他をもって充てる。

(事務局)

第8条 この協議会の事務局は、公益財団法人道央農業振興公社に置く。

(雑則)

第9条 この要領にない事項については、協議会で協議し決定する。

(附則)

この要領は、令和 元年 6月25日から施行する。